ITJ Lab 著作権の権利ガイド

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（第28条）

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利は、翻訳や映画化などでできた作品が使われるとき、元の作品の著作者も、同じ種類の権利を持つ、というものです。

概要

ひとことで言うと

二次的著作物を使うときに、許諾が要る人

二次的著作物（翻訳版など）を使いたい

二次的著作物の著作者

翻訳した人など

原著作物の著作者

元の作品をつくった人（第28条）

条文 条文を読む（第28条）

第二十八条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

第28条を区切って読む

二次的著作物の原著作物の著作者は、	当該二次的著作物の利用に関し、	二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を	専有する。
元の作品の著作者	二次的著作物が使われるとき	同じ種類の権利	ひとりじめ

行政資料

文化庁の説明

C さんが、B さんの翻訳版をコピーする場合（文化庁テキストの例）

A さんの作品
原著作物

A さんの了解を得て翻訳 ▶

B さんの翻訳版
二次的著作物

▶

C さんがコピー
B さんと A さんの両方の許諾が要る

まとめ

まとめ

1. 元の作品の著作者は、二次的著作物の利用について、二次的著作物の著作者と同じ種類の権利を持つ（第28条）。
2. 二次的著作物を使うときは、二次的著作物の著作者と、元の作品の著作者の両方の許諾が要る。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken